

生活困窮者自立支援制度

ひとりでも抱え込まず、まずはご相談ください。

生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度です。平成27年度(2015年)からはじまり、生活全般にわたるさまざまなお困りごとについて自立相談支援機関が窓口となって相談支援を行っています。自立相談支援機関は、県(町村を担当)と市が設置しており、県内に15か所、相談窓口は16か所あります。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、様々な機関と連携して支援を行い、相談者の自立の促進を図ることを目的としています。

〈相談窓口〉

ご相談はお住まいの市町村を管轄する自立相談支援機関で受け付けています。下記相談窓口一覧は県ホームページにも掲載されています。



支援メニューの例

※支援メニューは、自立相談支援機関により異なります。

● 住居確保給付金の支給

離職、廃業や休業等により経済的に困窮し、住居を失った方、失うおそれのある方等に対し、求職活動等を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

● 一時生活支援

住居を持たない方、失ってしまった方等に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。

● 就労支援・就労準備支援

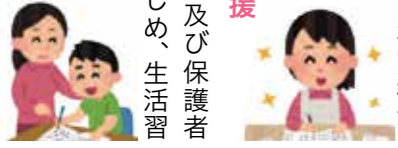
就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。また、就労に対して不安を抱いていた方、コミュニケーションが苦手といった方に対し、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

● 家計改善支援

家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあつせん等を行います。また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

● 子どもの学習・生活支援

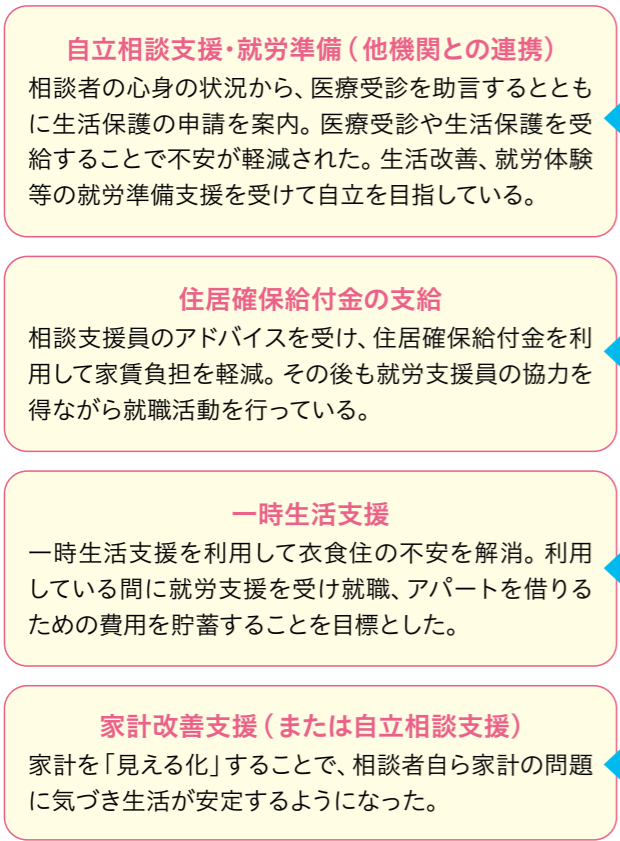
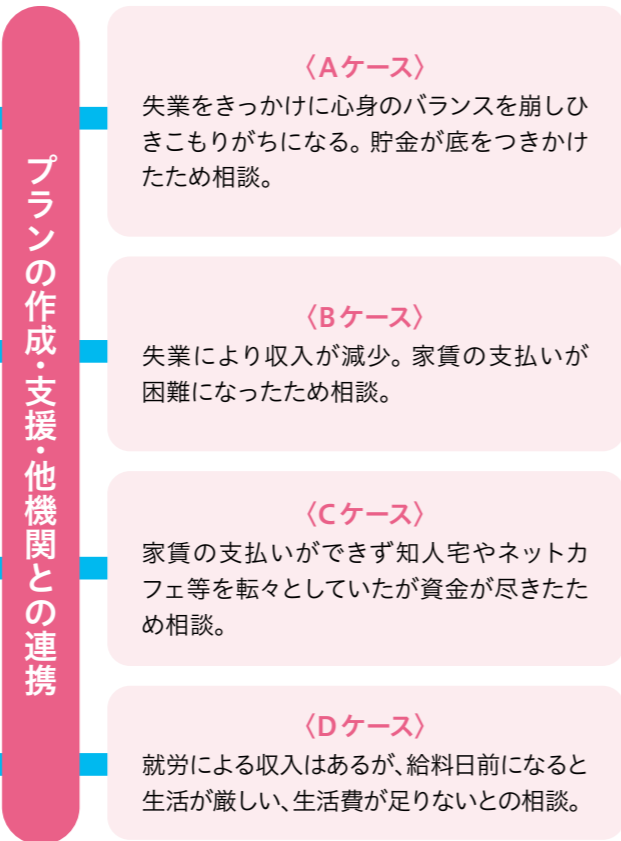
生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象に、学習支援をはじめ、生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援を行います。



沖縄県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	窓口名	電話番号
沖縄県 (町村管轄)	沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 北部	0980-43-0240
	沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 中部	098-923-0881
	沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 南部	098-851-7105
	(沖縄県 久米島町就職・生活支援パーソナルサポートセンター)	098-851-8335
	沖縄県 就職・生活支援パーソナルサポートセンター 南部支所	098-917-5407
那覇市	那覇市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-917-5348
宜野湾市	生活福祉課生活支援係	098-893-4480
石垣市	福祉部福祉総務課	0980-87-6025
浦添市	自立サポートセンターてだこ未来	098-875-5065
名護市	くらしと仕事の応援センター さぼんちゅ	0980-53-1212
糸満市	糸満市くらしのサポートセンター きづき	098-840-8182
沖縄市	沖縄市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-923-3624
豊見城市	豊見城市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-850-1067
うるま市	うるま市 就職・生活支援パーソナルサポートセンター	098-989-3972
宮古島市	福祉政策課地域福祉係	0980-73-1981
南城市	南城市 就職・生活支援パーソナル・サポートセンター	098-917-5334

支援を利用して生活を立て直したケース(支援イメージ)



※右記は支援のイメージです。生活や仕事のことでお困っている方はどなたでもご相談ください。本制度に限らず他制度の活用も含め、解決方法を一緒に考えます。

相談の流れ

相談無料・秘密厳守

相談

まずは、ご本人やご家族などが上記相談窓口へ来所、お電話でご相談ください。何らかの理由で窓口にお越しただけでない場合は、ご自宅に訪問します。

支援プランの作成

相談支援員が相談者の状況に合わせた支援と一緒に考え、支援プランを作成します。

支援

様々な機関と連携して、自立に向けた支援を行います。



新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的な支援

● 住居確保給付金(再支給)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例として、生活困窮者住居確保給付金の支給が終了した方について、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等の場合でも、一度に限り、3か月間の再支給が可能となります。本特例の申請期間は、令和4年3月31日まで延長されています。

● 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯等に対して、一定の条件を満たす場合に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が支給されます。また、本支援金の受給期間が終了した世帯に対して、一定の条件を満たす場合に、一度に限り、再支給が可能となりました。再支給を含めた申請期限は令和4年3月31日までとなっています。

関連する制度

● 生活保護制度

生活保護とは、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度であり、申請は国民の権利です。詳細は13ページ「情報ひろば」へ。

問い合わせ 保護・援護課 電話：098-866-2428 FAX：098-866-2758

